

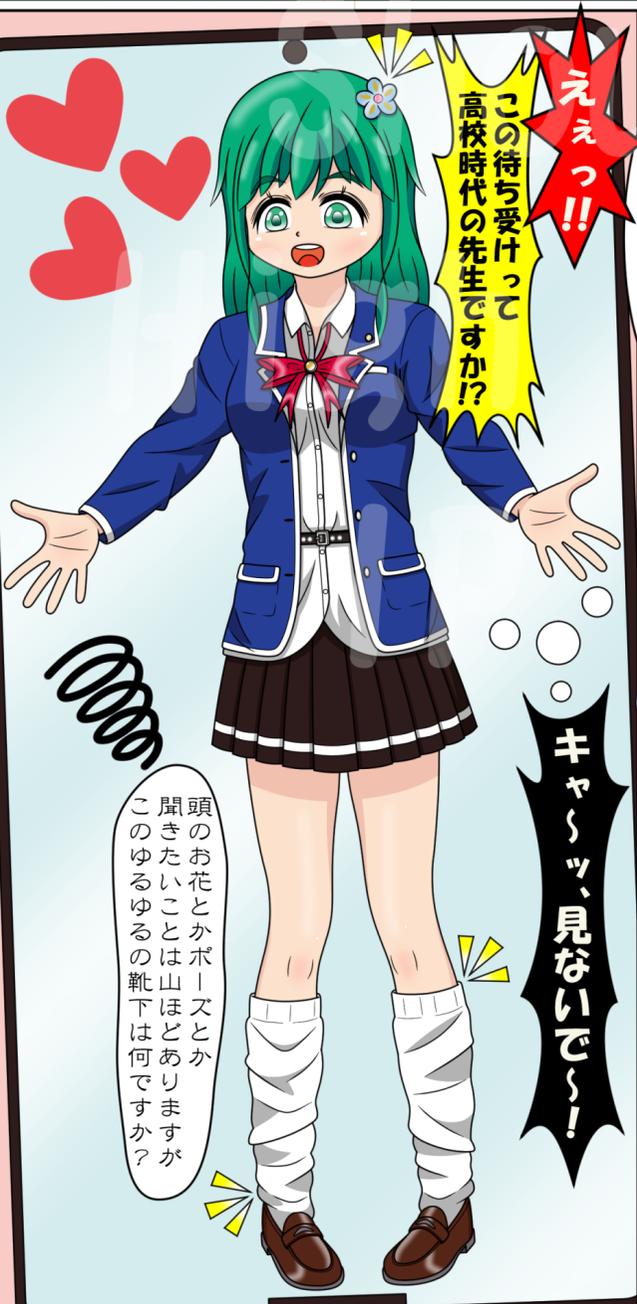


萌即是空  
みすへ

いろいろと違いはあるけど  
实用新案で保護するためには  
まず「**物品性**」が必要なの。

?  
それで、实用新案と特許で  
保護するものの違いには  
高度性以外に何があるんだ?

**女子高生知財部長**  
**野々立知納子の**  
**知財な日常**  
第14条：  
蒔園結化(当時16歳)は  
ルーソでチョコベリグ★  
**物品性**  
制作：湘浜高校知的財産部  
(仮)



ええっ!!  
この待ち受けって  
高校時代の先生ですか!?

キャッ、見ないで〜!

頭のお花とかポーズとか  
聞きたいことは山ほどありますが  
このゆるゆるの靴下は何ですか?



LLCCは装着した  
2人の相性を測定する  
装置だから物だよな。

つまり「物」に関するアイデア  
でないといけないってことね。  
もうそれ外せよ  
ペレー……



ぽろっ

もう少し詳しくいうと  
空間的に一定の形を備える  
ものを物品といます。  
うーん、ちよつと話が  
難しくなってきたかしら。



あらっ、ありがとう♡

おっと蒔園先生  
スマホ落ちましたぞ。

© 2021 Shouhama High School IP Club / Nakagawa Kiyomune  
このお話はフィクションです。実在の人物・団体・出来事などとは関係ありません。  
ご覧いただくのに支障のない水準の「透かし」が入っています。どうぞご了承ください。



私は先生の素早さを計算したいな……

世の中には計算してはいけないこともあるの。

一瞬で都工環がくるくる巻きに!



そこから計算すつと、まいまいの御年は……

おいおいおい!

それはルーズソックスだよ。今もあるけど90年代半ばに女子高生に大流行したのさ。残滓ですね。



学校では表にしておいて登下校中とかは裏にしておしゃれをしたってわけ。

だから、私は表は白だけけど裏は他の色や模様が付いた靴下を自分で作ったのよ。



でも、他の色や模様が付いた靴下でおしゃれしたいでしょ?

チョペリヤよな。

高校時代の話だけど当時ウチの高校では校則で靴下は白無地と決められていたの。



口のテープ剥がしてあげる。

パリッ いや全部取ってくれよ。

ふん。じゃあ、靴下の製造装置をうまくまとめた靴下製造工場なんかどうだ?

ただ、不動産でも物品性が認められることがあるの。



動産 (Movable) vs 不動産 (Immovable)

そうですね。物品とは一般に「動産」のことです。

日本では土地や家などの不動産以外の物はすべて動産なのです(民法86条)。

靴下は当然物品だから当時実用新案権を取っておけばよかったかしら。



工場はもちろん不動産だけど  
その場合は物品性があるね。

不動産である工場というより  
動産である機械の配置の方に  
アイデアの特徴があるもんな。

?  
それなら靴下全体はともかく  
靴下の一部に関するアイデアは  
実用新案権を取れますかね？

それは面白いポイントね。  
実は高校時代にもう1つ  
靴下に工夫をしていたの。

萌えろきろ！



物品全体でも一部でも  
物に関するアイデアなので  
物品性が認められますよ。

じゃあ、その靴下も  
実用新案権を取って  
おけば良かったわね。



靴下はつま先が破けやすいでしょ。  
でも、全体の布地を二重にすると  
暑かったり蒸れたりするわよね。

だから、つま先だけ  
布地を二重にして  
破けにくくしたのよ。



ルーズソックスって  
履いていると下がって来たり  
たるみが変わったりするの。

だから、2つのゴムリングを  
つないだ靴下止めを作って  
靴下を押さえていたのよ。

チヨブリダ



?  
単独の物品はいいとして  
物品のグループは実用新案で  
保護されるでしょうか？

それも面白いポイントね。  
高校時代さらにもう1つ  
靴下の工夫を考えたわ。



思い出して欲しいんだけど  
実用新案はレベルの低い技術を  
保護するための制度でしょ？

鋭い質問だね。

そもそも何で実用新案は  
物品性を要求するんだろ？  
ふりむ



じゃあ、それも  
実用新案……。

高校時代の先生って  
靴下にごつい情熱を  
注いでいたんですね。

O.K.

靴下と靴下止めの  
ような物品の集合も  
物品性がありますよ。



当時のドイツの実用新案では  
物品性が要求されたという  
歴史的な理由もあるのよ。

あと、日本の実用新案法は  
ドイツの実用新案法にならって  
1905年に設けられたの。



実用新案法の目的からすれば  
物品に関するアイデアだけを  
保護すればいいってわけだ。

全部がそうじゃないけど  
レベルの低い技術って  
物品に関するものが多いの。

第15条に続く



先生、方法は物品性がないので  
実用新案権を取れませんよ。

さあ、この接着剤を  
お口に塗って……。

根寺さんの口から私の年齢が  
漏れないようにする方法よ♥



たった今思い付いた  
アイデアがあるわ。  
これは実用新案法で  
保護してくれるかしら？

何でしょう？

それにしても高校時代の  
先生はたくさんアイデアを  
思い付いていたんですね。